

## 教育実習及び実地教育関連科目の受講について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために

香川大学教育学部長  
大学院教育学研究科長  
野崎 武司

国や香川県教育委員会等の新型コロナウイルスの急激な感染拡大防止に対応して、令和2年度4月以降の香川大学教育学部・大学院教育学研究科に関連する教育実習及び実地教育関連科目受講要件を下記のように定める。

### 記

本年度、教育実習及び実地教育関連科目の受講は、以下の全ての条件を満たす者に限る。

- (1) 教育実習及び実地教育関連科目の開始日前日より遡り、過去14日間の間に海外渡航及び感染拡大地域（特定警戒都道府県）に滞在歴のない者。  
※感染拡大地域は政府の発表に順じて解釈することとします。
- (2) 検温等の健康観察を毎日励行し、開始日に37.5度以上の発熱や風邪のような症状のない者。
- (3) 手洗いや咳エチケットの習慣を身につけ、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけているなど、抵抗力増進に努めている者。
- (4) 教育実習の意義と心構えを十分理解している者。

以上は、以下の内容に準拠するものである。

- ・文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和2年3月24日）
- ・香川県教育委員会「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事務局及び県立学校の新規採用教職員に対する取組みについて」（令和2年3月30日）

※「教育実習及び実地教育関連科目」とは、次の科目及び実習先で行われるガイダンス等を言う。教職大学院の一連の実習科目、教育学部生及び他学部生の教育実習（事前・事後指導を含む）、保育実習、介護等体験、学校インターンシップ（公立学校実習、ボランティア活動）。